

# 泉南市既存民間建築物吹付けアスベスト分析調査補助金交付要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、アスベストによる被害の未然防止を図るため、住宅・建築物安全ストック形成事業制度要綱（平成21年4月1日付国住市第454号、国住街第236号、国住指第4984-2号、国住備第162号及び国土交通省住宅局長通知）に基づき、本市の区域内に存する既存民間建築物におけるアスベスト含有の有無等に係る調査を実施する者に対して交付する泉南市既存民間建築物吹付けアスベスト分析調査補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) アスベスト 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令21号）第2条に規定する石綿等をいう。
- (2) 吹付けアスベスト等 吹き付けられたアスベスト及びアスベストを含有する吹付けロックウール等をいう。
- (3) アスベスト分析調査 吹付けアスベスト等についてアスベスト含有の有無について行う定性分析及び含有している場合の含有の量について行う定量分析の調査をいう。
- (4) 民間建築物 国、地方公共団体その他の公共団体又はこれらに準ずる者の所有に属する建築物以外の建築物をいう。

## (補助対象建築物)

第3条 補助の対象となる建築物は（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市の区域内に存する既存民間建築物であること。
- (2) 吹付けアスベスト等が施工されているおそれがある建築物であること。
- (3) アスベスト分析調査について、国による他の補助金等の交付を受けていないものであること。
- (4) 原則として、建築基準法（昭和25年法律第201号。）第6条第1項の規定による確認を受けて建築された建築物であること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、補助対象建築物の所有者(当該建築物が区分所有されている場合にあつては、建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第3条に規定する団体)とする。ただし、泉南市の市税に未納がある場合は、補助対象者としない。

2 補助対象建築物の所有者と居住者(使用者)が異なる場合は、当該建築物のアスベスト分析調査を行うことについて、当該利害関係者との協議が整っていないなければならない。

(補助事業)

第5条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、補助対象建築物において行うアスベスト分析調査とする。なお、調査の方法は平成18年8月21日付基発第0821002号による厚生労働省労働基準局長通達「建材中の石綿含有率の分析方法について」及び平成20年2月6日付基安化発第0206003号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通達「石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について」により示された分析方法に基づくものとする。

2 アスベスト分析調査機関については、「アスベストに関する分析可能な事業所一覧(大阪府域)」に記載された機関又は同等の能力のある機関であること。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費は、アスベスト分析調査に要する経費(検体の採取に要する費用を含む)とする。

(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、原則として、1棟あたり250,000円限度とする。

2 この要綱に基づく補助金の交付は、建築物1棟に係るアスベスト分析調査について1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、アスベスト分析調査を実施する前に、泉南市既存民間建築物吹付けアスベスト分析調査補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 確認済証、検査済証等の写しその他申請に係る補助対象建築物の建築年月日がわかる書類
- (2) 付近見取図
- (3) 配置図
- (4) 調査対象の吹付けの仕様及び施工箇所がわかる図面(平面図、天井伏図、断面図、矩形図、仕上げ表、特記仕様書等)及び写真
- (5) アスベスト分析調査に係る分析機関の見積書

- (6) 補助対象建築物の所有がわかる書類
- (7) 市税に未納がないことを証する書類
- (8) 補助対象建築物の所有者と居住者（使用者）が異なるときは、居住者（使用者）の同意書（区分所有建物を除く）
- (9) 補助対象建築物の所有者が複数あるときは、申請者以外の所有者の同意書（区分所有建物を除く）
- (10) 建物の区分所有等に関する法律第3条に規定する団体の規約及びアスベスト調査の実施を決定した旨の議決書（当該建築物が区分所有されている場合に限る。）
- (11) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び通知）

第9条 市長は前条の申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金の交付を決定し、泉南市既存民間建築物吹付けアスベスト分析調査補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、当該補助金の交付について条件を付けることができる。

2 市長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付決定しないことに決定したときは、泉南市既存民間建築物吹付けアスベスト分析調査補助金不交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者にその理由を付して、その旨を通知するものとする。

3 申請者は、第1項の補助金交付決定前に当該調査に係る契約を交わしてはならない。

（権利譲渡の禁止）

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付決定をうけた者（以下「補助決定者」という。）は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保してはならない。

（調査の着手）

第11条 補助決定者は、当該通知書を受け取った日からおおむね30日以内にアスベスト分析調査に着手するものとし、着手したときは直ちに泉南市既存民間建築物吹付けアスベスト分析調査着手届（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) アスベスト分析調査に関して分析機関と締結した契約書

(2) その他市長が必要と認める書類

（アスベスト分析調査等の変更及び中止）

第12条 補助決定者は、交付申請内容を変更しようとするときは、第8条に準じて泉南市既存民間建築物吹付けアスベスト分析調査変更承認申請書兼吹付けアスベスト分析調査補助金交付変更申請書（様式第5号）を市長に申請し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合、第9条第1項に準じて決定の内容を変更し、泉南市既存民間建築物吹付けアスベスト分析調査変更承認通知書兼吹付けアスベスト分析調査補助金交付変更決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

- 3 補助決定者は、前項の規定により補助金の交付変更決定の通知を受け取ったときは、速やかに分析機関と契約し、当該変更契約書を市長に提出しなければならない。
- 4 補助決定者は、アスベスト分析調査を中止しようとするときは、あらかじめ泉南市既存民間建築物吹付けアスベスト分析調査中止届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。
- 5 前項の規定による取下げがあったときは、第9条の補助金交付の決定は取り消されたものとみなす。

（完了報告）

第13条 補助決定者は、アスベスト分析調査が完了したときは、泉南市既存民間建築物吹付けアスベスト分析調査完了報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- （1）分析機関が発行した分析調査報告書
- （2）アスベスト分析調査に要した費用に係る分析機関の請求書
- （3）調査内容が確認できる写真
- （4）その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による調査完了報告は、調査完了後から起算して30日を経過した日又は補助金の交付申請に係る会計年度の3月15日のいずれか早い日までに市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条の規定により調査完了の報告書を受領したときは、当該報告書の内容を審査し、アスベスト分析調査が行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、泉南市既存民間建築物吹付けアスベスト分析調査補助金交付確定通知書（様式第9号）により、速やかに補助決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第15条 補助決定者は、前条の規定による補助金の交付確定の通知を受けたときは、泉南市既存民間建築物吹付けアスベスト分析調査補助金交付請求書（様式第10号）に次掲げる書類を添えて、市長に補助金の交付を請求するものとする。

- （1）アスベスト分析調査に要した費用に係る分析機関の領収書
- （2）その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第16条 市長は、前条の規定による補助金の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求者に対し補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第17条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他の不正な手段により、補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- （2）補助金を交付目的以外に使用したとき。

- (3) 補助金を交付決定の条件に違反したとき。
- (4) この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。
- (5) その他市長が不適當であると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、泉南市既存民間建築物吹付けアスベスト分析調査補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により補助決定者にその理由を付して、その旨を通知するものとする。

（補助金の返還）

第18条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助決定者に当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、泉南市既存民間建築物吹付けアスベスト分析調査補助金返還命令書（様式第12号）により、期限を定めて返還を命じるものとする。

（補助決定者に対する指導）

第19条 市長は、補助事業の適正かつ円滑な執行を図るため、必要があると認める場合、補助決定者に対し、報告を求め、必要な指導及び助言をすることができる。

（帳簿類の整備、保存）

第20条 補助決定者は、当該補助事業に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び書類を整備し、かつ、これらの書類を補助金の交付決定に係る年度の翌年から起算して、5年間保管しなければならない。

2 補助決定者は、市長から前項の帳簿類の提出の指示があったときは、当該帳簿類を速やかに提出しなければならない。

（雑則）

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。